

証票返還申出書

令和 4 年 2 月 15 日

豊田市選挙管理委員会委員長 様

本人の署名が  
あれば押印は  
不要です。

公職の候補者等の氏名 **豊田 一郎**



住所 **豊田市西町3番地60**

(電話 **0565-31-1212**)

職業 **市議会議員**

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 5 項により申請した証票の (一部・全部) を返還したいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 公職の種類 市議会議員
- 証票返還申出枚数 6 枚
- 返還する証票にかかる立札及び看板の類を掲示した事務所の所在地並びに返還する証票にかかる事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
豊田市西町〇丁目△△番地 (自宅)	1	豊田市若林西町西山△△番地 (高岡五郎宅)	1
豊田市高橋町△番地〇 (高橋三郎宅)	1	豊田市四郷町東畑□□番地 (猿投六郎宅)	1
豊田市上郷町□丁目〇番地× (上郷四郎宅)	1	豊田市九久平町寺前××番地 (松平七郎宅)	1

- 備考
- この申出書は、申出者が公職の候補者等の場合の様式である。
  - 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 1 項に規定する公職の候補者等をいう。
  - 公職の候補者等本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。